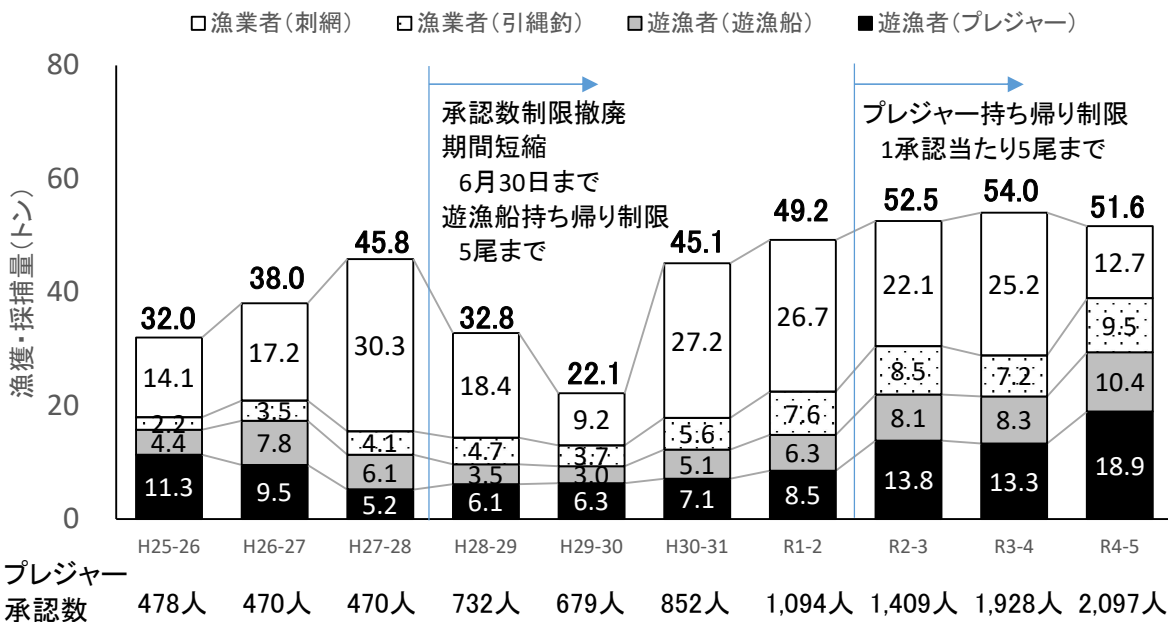


ビワマス遊漁にかかる委員会指示について

1. ビワマス遊漁制度の経緯

- 平成 18 年以降、ビワマスの引縄釣遊漁者数が増え、ビワマス資源への影響が懸念されました。
- 当委員会では、遊漁者数や採捕量の実態把握を目的として、委員会指示により、平成 20 年 12 月から引縄釣をする遊漁者に事前の届出や採捕量の報告を義務付ける届出制を導入されました。
- 5シーズンにわたる届出制の結果、引縄釣をする遊漁者の数やビワマス採捕量の増加が確認されたため、ビワマス資源の維持を目的として平成 25 年 12 月に遊漁者数や遊漁船の隻数の上限を定めた承認制を開始しました。
- 同指示後においても遊漁者によるビワマス採捕量は増加したため、平成 28 年 12 月に人数制限を撤廃するとともに遊漁期間を従前の 12 月1日～9月 30 日から、12 月1日～6月 30 日へ短縮しました。
- 遊漁者数が依然増加傾向のため、R2-3シーズンからは持ち帰り尾数制限(1承認1日当たり5尾まで)を設けました。
- R4-5 シーズンからは遊漁者数を前年並に制限する措置および船上でのキープ尾数制限(5 尾まで)を追加しました。
- 近年の採捕量は下図のとおりです。直近(R4-5 シーズン)の遊漁による採捕量は、プレジャーボート使用者 18.9トン、遊漁船業者 10.4トンとなり、合計 29.3トンでした。

漁業者、遊漁者のビワマス採捕量の推移(トン)



2. ビワマス資源量と採捕量の推移

- 令和5年5月時点のビワマスの資源量は161トンと推定され、令和元年以降は高水準状態が継続しています。
- 最新の資源評価では、資源量は豊富かつ漁獲圧が適正であると判断されています。
- ただし、資源に対する適切な利用の目安と考えられる採捕量は約54トンと試算されています。持続的にビワマス資源を利用するためには、遊漁についても資源評価をもとに、年ごとに採捕可能量を決定し、その枠内に収まるよう承認数等を調整する必要があると考えられます。

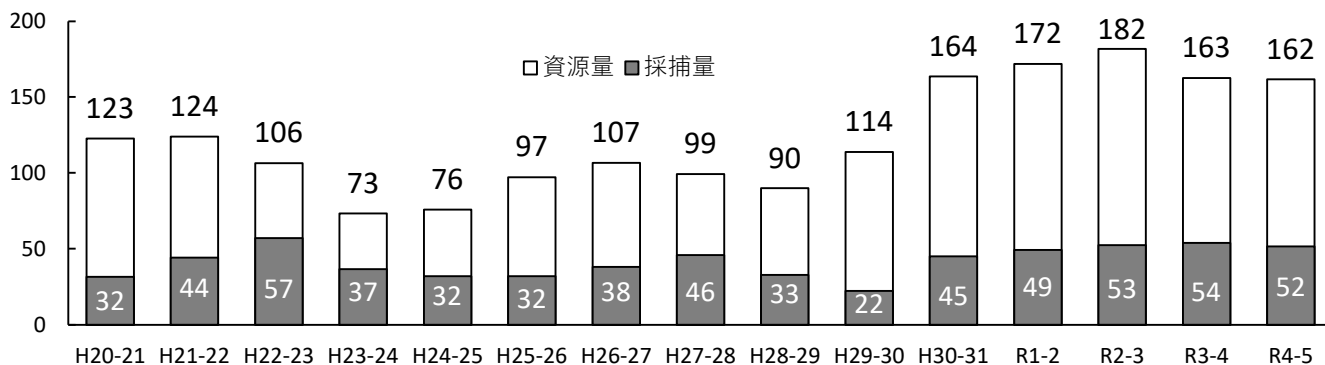


図2. ビワマス資源量と採捕量 (トン)

3. R6-7 シーズン制度の検討の経緯

○第600回琵琶湖海区漁業調整委員会(令和6年3月7日)

- プレジャーボート使用者の採捕可能量について協議しました。
- MSY モデルに基づく資源評価および、過去5年の採捕実績等を基に、採捕可能量を11.7トンと設定しました。

○第601回琵琶湖海区漁業調整委員会(令和6年4月18日)

- 採捕可能量から承認数への算出方法について協議しました。
- 事務局の算出案について意見募集することを決定しました。

○意見募集(令和6年5月7日から令和6年6月7日まで)

- 826名からの回答がありました。
- 次シーズンの承認制度案としては、「現行ルールのまま」(持ち帰り尾数5尾、12月1日～6月30日)が良いとする意見が最多となりました。

○第603回琵琶湖海区漁業調整委員会(令和6年8月22日)

- 意見募集の結果、および事務局での検討の結果、R6-7シーズンの制度をR5-6シーズンと同様とすることが妥当であると考えられました。なお、プレジャーボート使用者の採捕量を11.7トン以内とするため、承認数は1,083人となりました。